

（仮）廃校施設の利活用に向けた基本方針（骨子）

1 目 的

「廃校施設の利活用促進」による「地域活性化」，「維持管理経費の削減」

2 対象施設

廃校施設（市立学校）

※他の未利用市有施設（廃校施設と同規模以上かつ一定程度課題を共有）にも本方針は適用可能

3 関連計画

①「旭川市立小・中学校適正配置計画」

（前略）学校がそれぞれの地域において果たしてきた役割を踏まえ、統廃合に伴う廃校校舎の利活用策については、地域の理解も得ながら検討を進める必要があります。

特に、地域拠点校※に位置付けた学校を統廃合する場合は、廃校後も地域コミュニティの核としての機能を維持できるよう努めます。（「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）」P12）

※地域拠点校～旭川小・中，近文第1小，東鷹栖中，西神楽小，西神楽中，江丹別小・中

②「旭川市公共施設等総合管理計画」

基本方針1「施設保有量の最適化」

- ◆公共建築物（ハコモノ）の保有面積の削減目標（R21までに△10万㎡）のうち，「学校施設」で△4万5千㎡，「その他施設（廃校施設等）」で△3万8千㎡
- ◆R5.4現在，廃校施設（跡利用未定の市立学校）は8施設，2万7千㎡

基本方針3「コストの抑制と財源確保」

- ◆廃校施設（跡利用未定の市立学校）の維持管理コストは年1千万円超

4 利活用手法

「①庁内活用」，「②売却」，「③貸付け」の順で検討

- ◆庁内での利活用の可能性がない施設について，売却，貸付けを検討
- ◆利活用手法としては，貸付けより売却を優先し，貸付中の施設についても定期的に公募を実施するなど，売却に努める。
- ◆現状のままでの売却・貸付けを原則
- ◆地域内に代替施設の確保が困難な場合，避難所機能の維持を利活用の条件とする。
- ◆老朽化，耐震状況，用途制限等を総合的に勘案し，利活用困難な場合は解体を検討
- ◆解体に際しては，支出抑制，利活用担保の観点から，解体条件付き売却を検討

5 利活用に向けた課題と解決策

金銭的な奨励措置（売却額・貸付料の減額・無償化，各種助成金の交付 等）については適用条件を設定（地域活性化への寄与，建物・土地合わせての利活用 等）

土地・建物共通

①規模が過大

- ◆貸付け時は部分貸付，売却時は土地分筆や建物の一部解体によるコンパクト化を検討
- ◆共同利用の提案等，複数の者で一施設を利活用できる仕組みの整備・拡充を検討

②用途制限が厳しい（住居区域，市街化調整区域）。

- ◆現状の用途制限内での利活用に努める。
- ◆建物と一体での利活用が困難な場合等は，土地のみの利活用も検討
- ◆土地の利活用を促進するため，市で直接事業を実施して低額で利用させることも検討

③売却額・貸付料が高額

- ◆**条例対応（状況に応じ）** 減額又は無償での譲渡・貸付けを可能とする。
- ◆減額又は無償での譲渡・貸付けは，当面，その都度，議会の議決を経て行うこととし，状況を見ながら条例化を検討
- ◆無償貸付け時，施設・設備の不具合は利活用希望者が修繕

④利活用開始時の負担が大きい。

- ◆**条例対応** 事業開始時支援金の交付など必要に応じ検討

土 地

⑤施設敷地内に国有地がある。

- ◆利活用の支障とならないよう，事前に購入・返却等に努める。

⑥測量が必要

- ◆利活用提案に迅速に対応できるよう，国庫補助等も活用しつつ未測量の解消に努める。

⑦その他支障要因

- ◆越境物，地中埋設物，埋蔵文化財など，その他利活用の支障となる要因についても調査・解消に努める。

建 物

⑧新耐震基準を満たしていない。

- ◆新耐震基準を満たしていない建物については売却・貸付けとも原則不可
- ◆**条例対応** 利活用希望者が耐震改修する場合、改修助成金の交付や、改修費に応じた貸付料減額についても必要に応じ検討

⑨アスベスト含有

- ◆売却・貸付け時は最低限、露出した吹付けアスベスト等を囲い込み又は封じ込め
- ◆**条例対応** 利活用希望者がアスベストに対する措置（除去、囲い込み、封じ込め）を行う場合、改修（措置）助成金の交付や、改修（措置）費に応じた貸付料減額についても必要に応じ検討

⑩老朽化が進んでいる。

- ◆**条例対応** 利活用希望者が改修する場合、改修助成金の交付や、改修費に応じた貸付料減額についても必要に応じ検討

⑪設備改修が必要

- ◆**条例対応** 利活用希望者が改修する場合、改修助成金の交付や、改修費に応じた貸付料減額についても必要に応じ検討

奨励措置イメージ

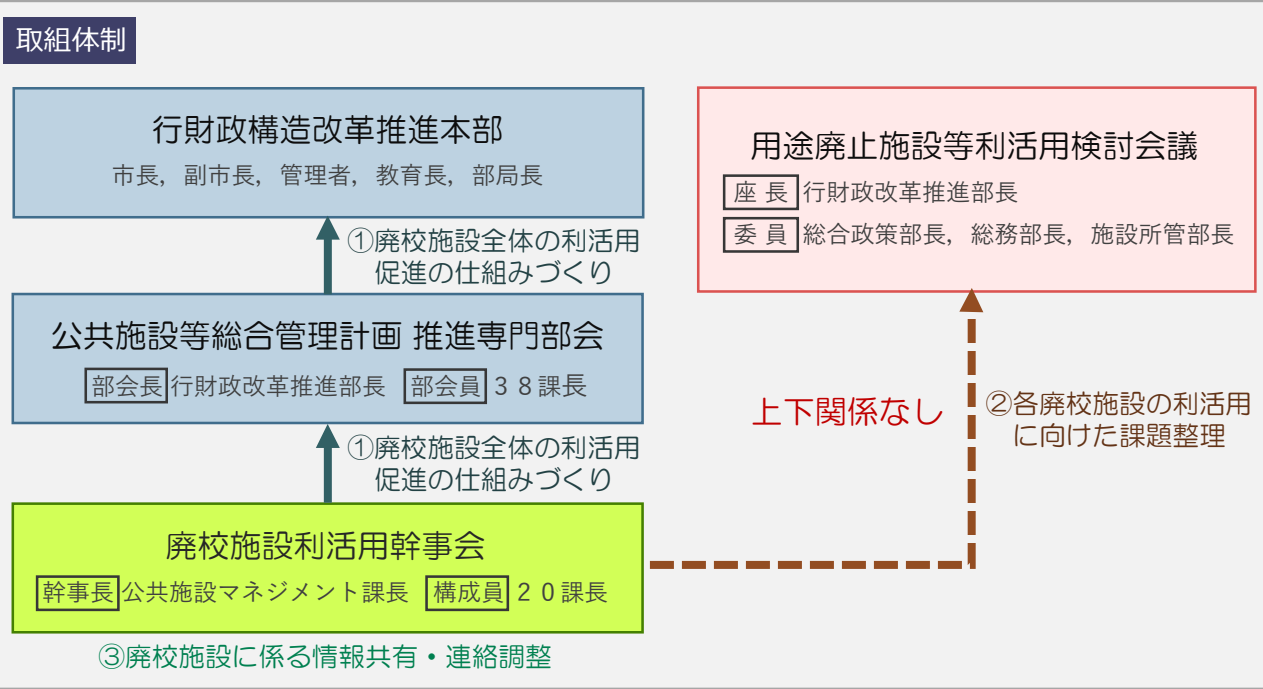
	STEP1（運用見直し）	STEP2（減額・無償）	STEP3（助成措置）
方針	◆部分貸付【課題①】 ◆コンパクト化して売却【課題①】 ◆複数者で利活用【課題①】	◆市事業での低額利用【課題②】 ◆減額・無償－譲渡・貸付け（議決）【課題③】	
条例改正		◆減額・無償－譲渡・貸付け（条例改正）【課題③】	
条例制定		◆減額・無償－譲渡・貸付け（条例制定）【課題③】 ◆改修費に応じ貸付料減額【課題⑧,⑨,⑩,⑪】	◆事業開始時支援金【課題④】 ◆改修助成金【課題⑧,⑨,⑩,⑪】

※まずは方針を策定し、条例措置については、方針を運用する中で必要に応じ別途検討

6 取組推進に当たって

①庁内連携の促進

利活用提案・相談への対応、閉校前の早い段階からの対象施設に関する情報共有・課題整理など、関係部局間で緊密に連携して取り組む。



（参考）令和 5 年度行政評価

廃校施設利活用幹事会等を活用して関係部局間での情報共有・課題整理に努めるなど、廃校施設の跡利用促進に向け、閉校前の早い段階から検討すること。

②情報発信の強化

ホームページの充実、廃校利活用関係のイベントへの参加、利活用時に活用可能な補助金・金融制度の紹介など、情報発信の強化に努める。

③不断の見直し

本方針（本方針に基づく制定・改正条例も含む。）については運用状況を適宜検証し、必要に応じて見直す。